

京都海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和7年5月22日(木) 午後1時30分～午後2時35分
2. 開催場所 京都府宮津市字小田宿野 1029-3 京都府水産事務所 研修室
3. 出席者 京都海区漁業調整委員会

会 長	葭 矢 護
副会長	川 崎 芳 彦
委 員	狩 野 安 徳
委 員	北 仲 賢 一
委 員	倉 幹 夫
委 員	畑 崎 幸 男
委 員	村 岡 繁 樹
委 員	甲 斐 嘉 晃
委 員	丸 田 智代子
委 員	吉 本 秀 樹

事務局	次 長	本 多 靖 一
	主 事	上 野 香奈子

京都府農林水産部水産課	主 任	難 波 真梨子
-------------	-----	---------

京都府水産事務所	所 長	栗 屋 克 彦
京都府水産事務所漁政課	課 長	永 井 大 輔
	課長補佐兼係長	廣 岡 信 康

4. 議事事項と結果

第1号議案 会長及び副会長の選出について

…会長に葭矢護委員、副会長に川崎芳彦委員を選出。

第2号議案 第22期京都海区漁業調整委員会からの申し送り事項について

…原案のとおり、当期においても取り組むことを議決。

第3号議案 特定水産資源に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量について

…諮問の原案に異議ない旨、答申することを議決。

5. 議事

本多次長

委員の皆様並びに関係者の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

定刻になりましたので、第23期京都海区漁業調整委員会を開催させていただきます。

海区事務局次長の本多と申します。よろしくお願いいたします。

本日の委員の出席状況ですが、WEBにより出席されています甲斐委員を含め、10名全ての委員が出席されており、委員の定数の過半数を超えておりますので、委員会規定第6条により開催の要件は満たしております。

なお、本日の委員会の席順でございますが、クジによって決めさせていただきましたので、御了承願います。

本日の委員会は、第23期の第1回目ですので、会議の招集は、漁業法施行令第14条の規定により、京都府知事からの招集とさせていただきます。

それでは、開会にあたりまして、栗屋京都府水産事務所長から挨拶をいただきます。

栗屋所長

本日は、お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。

皆様方におかれましては、平素から京都の水産行政に対しまして、格別の御理解と御協力をいただきありがとうございます。

京都海区漁業調整委員会におきましては、4月に任命式を行い、今日がこの第23期の委員会のスタートとなります。海区調整委員会は、漁業法及び地方自治法に基づき設置される行政委員会であり、京都府の資源管理方針、漁場計画の樹立、或いは、漁業権の免許など、知事からの諮問に対して、審議や協議の上答申を行うという役割を担っております。

また、漁業調整上必要があると認められるときには、関係者に対して必要な指示を行い、水産資源の適切な管理や漁業と遊漁のトラブルを防止するなど、府内の漁業者が安心して操業できるよう大変重要な役割を担っております。

近年、水産業を取り巻く情勢は大きく変化しており、持続可能な漁業の実現に向けた資源管理の必要性が高まっております。

このような状況を踏まえ、海区漁業調整委員会へ期待される役割は、ますます高まっており、京都府漁業の維持振興のため委員の皆様方のお力添えをいただきたいと考えております。

本日が第1回目の委員会となりますが、早速、知事からの諮問事項について、御審議をお願いしたいと考えております。

委員の皆様には、豊富な知見と経験により、京都府漁業のさらなる発展に御協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会にあたり挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願いいたします。

本多次長

ありがとうございました。

ここで、本日御出席いただいております委員様及び、関係職員を御紹介いたします。

〔委員、事務局職員、府職員の順で紹介する〕

本多次長

それでは、会議に入ります。

本日は初回ということで、まず委員会の会長を選出する必要があります。

会議の議長は、委員会規程第6条第2項により、「会議の議長は、会長がこれに当たる」となっておりますが、まだ会長が決まっておりませんので、会長を選出するまでの間、栗屋水産事務所に仮議長をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

【異議なしの声多数】

本多次長

異議なしとのことですので、栗屋水産事務所に仮議長をお願いいたします。

なお、発言の際には、マイクを用いていただきますようお願いいたします。

栗屋所長

それでは、会長が選出されるまでの間、仮議長を務めさせていただきますので御協力のほどよろしくお願いいたします。

会議次第にございまして、第1号議案「会長及び副会長の選

出について」お諮りいたします。会長の選出は、漁業法第137条第2項によって、「会長は委員が互選する」と規定されております。

従いまして、会長につきましては、これから互選していただきますが、互選に際しましては、これまでから選考委員方式を採用しております。

今回につきましても、同様に選考委員による協議によって会長を選出してはどうかと考えます。委員の皆様、いかがでしょうか。

【異議なしの声多数】

栗屋所長

ありがとうございます。

それでは、選考委員を選出する必要があります。どのように選出させていただいたらよろしいでしょうか。

【仮議長一任の声】

栗屋所長

ありがとうございます。

それでは、誠に恐縮ではございますが、私から選考委員を指名させていただきます。

漁業者委員を代表して川崎委員、学識委員を代表して丸田委員、中立委員を代表して吉本委員の3名を指名させていただきます。

では恐れ入りますが、3名の選考委員の皆様は、別室を用意しておりますので、選考をよろしくお願いいたします。その間、委員会を休憩します。

【会長の選考により委員会を中断】

【委員会再開】

栗屋所長

選考委員会が終了しましたので、只今から委員会を再開させていただきます。

それでは、選考委員会の結果につきまして、選考委員のどなたか御報告いただけますでしょうか。

川崎委員

選考委員を代表して御報告します。

厳正なる協議の結果、これまでの功績や経験から、葭矢委員にお

願いするかたちで推薦することとなりました。

栗屋所長 ありがとうございます。選考委員会の報告では、会長に葭矢委員をということでございました。

会長を葭矢委員にお願いするということで、この全体の委員会に再度お諮りさせていただきますが、いかがでしょうか。

【異議なしの声多数】

栗屋所長 異議なしという声をいただきました。ありがとうございました。
それでは、第23期京都海区漁業調整委員会の会長に葭矢委員が選出されました。葭矢委員におかれましては、これから4年間、会長としてどうぞよろしくお願いいたします。

これをもちまして、仮議長の責務を果たせたということでございますので、この席を降りたいと思います。御協力ありがとうございます。

本多次長 これより当委員会は、会長が議長となり議事を進めていただくこととなります。慣例により、新しく会長に選出されました葭矢委員から、着任の御挨拶をいただきたいと思います。
よろしくお願いいたします。

葭矢会長 京都海区漁業調整委員会の会長に選任していただきました葭矢でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私の略歴を申し上げますと、平成27年3月に京都府を退職した後、公益財団法人京都府水産振興事業団の理事長に就任し、現在に至っております。併せて、令和3年の4月からは、京都海区漁業調整委員会の委員となり、委員の皆様の知恵をお借りしながら4年間会長を務めてきました。

昨今の状況を見ますと、我が国はそれほど食糧資源に恵まれてないように思えますが、先人たちが努力と知恵によって周辺海域の水産資源を守り、漁業生産を維持発展させてきたことによって継続的に安定して国民に食料資源としての水産資源を提供してきたという経過がございます。

こういった経過も踏まえ、京都海区漁業調整委員会の運営につきまして、新しい漁業法に基づく漁業調整や、資源管理に基づく諮

問に対して、適切に対応し、京都の海における漁業生産の安定と京都府北部における漁業漁村の振興に努力していきたいと思います。本日お集まりの皆様の知恵と現場で培われた経験を拝借して、先人たちが築いてこられた京都の海をより一層発展できるように、会長として少しでも協力してまいりたいと考えております。重ねて、今日お集まりの委員様や、行政の方々につきましても御協力賜りますようお願い申し上げます、就任の挨拶とさせていただきます。

本多次長

ありがとうございました。

それではこれより議事に移りたいと思いますが、ここからは会長による議事進行をお願いします。

葭矢会長

それでは議事を進めてまいります。

議事に入ります前に、第1回委員会の議事録署名委員を指名させていただきます。

村岡委員、吉本委員よろしく願いいたします。

さて現在、第1号議案の会長選出が終了しておりますが、副会長の選出がまだ残っております。

副会長選出について、お諮りしたいと思います。

どのような方法での選出がよいか、提案がございましたらお願いします。

【会長一任の声】

葭矢会長

ありがとうございます。

ただいま会長一任の声をいただきました。副会長職につきましては、会長を補佐する役割でございますので、私に候補者の選任を一任するという事で、重ねてお伺いします。よろしいでしょうか。

【異議なしの声多数】

葭矢会長

ありがとうございます。それでは私から副会長候補を示させていただきます。

現職で委員歴も長く、漁業者としての経験も豊富な川崎委員に

お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声多数】

川崎委員 承知しました。お受けいたします。

葭矢会長 ありがとうございます。本人の同意もいただきましたので、これから4年間どうぞよろしくお願いいたします。
それでは議事を進めて、第2号議案に移らせていただきます。
「第22期京都海区漁業調整委員会からの申し送り事項について」ということで、我々が第23期ですので、前期の委員会において調整された申し送りの内容になります。事務局から説明願います。

上野主事 (第2号議案について説明)

葭矢会長 ありがとうございます。只今の説明について、御質問等ございますか。
新任の委員様は、委員会指示を含め、この3つの事項について十分な情報を持っておられませんので、事務局から適宜情報を提供されますようお願いいたします。
それでは、以上につきましては、大変重要な事項ですので、内容を御確認いただき、引き続き今期の委員会においても取り組んでいきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【異議なしの声多数】

葭矢会長 ありがとうございます。異議なしとのことですので、第22期からの申し送り事項として、引き続き取り組んでまいります。
それでは次の第3号議案「特定水産資源に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量について」に移ります。こちらは諮問でございますので審議させていただきます。京都府から説明願います。

(水産課)

難波主任 (第3号議案について説明)

葭矢会長 ありがとうございました。それでは只今の説明について、御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

倉委員 ずわいがにについては、現行の漁獲可能量が３０トンということでしょうか。

難波主任 現行の知事管理区分ですので、知事許可対象の小型機船底びき網漁業について、３０トンということになります。

昨年度の管理区分の漁獲実績は７．６トンでしたので、漁業者が十分に採捕できる量は確保していると考えております。

葭矢会長 今ずわいがにを採捕する漁船のうち、知事の管理下にあるものと、大臣の管理下にあるものは何隻ずつありますか。

(水産事務所)

廣岡補佐 ずわいがにを対象とする底びき網漁船の稼働状況につきましては、昨漁期の前に、小型底びき網漁船の１隻が沖合底びき網漁船に転換したということで、現状申し上げますと、大臣許可船である沖合底びき漁船は８隻ございます。小型底びき網漁船は２隻です。

沖合底びき網船の漁獲については、今回の諮問にあります３０トンの対象ではございません。沖合船は大臣が管理するものですので、今回の諮問には含まれておりません。小型底びき網漁船２隻については、３０トンが今年の１１月から来年３月までの漁期における最大の漁獲可能量になります。

葭矢会長 知事管理の漁船については、３０トンの枠がありますよということですが、その他いかがでしょうか。

【発言者なし】

葭矢会長 それでは他に御質問等ないようですので、本議案は特に問題がないことで、京都府知事に原案には異議ない旨答申することとしてよろしいでしょうか。

【異議なしの声多数】

葭矢会長 ありがとうございます。それでは、異議ない旨答申をさせていただきます。

以上で議案が終了いたしました。続いて、報告事項に移らせていただきます。報告事項（１）「令和６年度のくろまぐろの融通及び漁獲結果について」を、京都府から報告願います。

難波主任 (報告事項 (1) について説明)

葭矢会長 ありがとうございました。只今の説明について、御質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

倉委員 令和7年度の配分については、すでに決定していただいておりますが、令和6年度の大型魚は、漁獲配分の半分しか漁獲できておりません。この残分が、次回もしくは次々回の枠に与えるような影響はないのでしょうか。

難波主任　水産庁の方針としまして、まぐろの来遊状況は1年ごとに変わりますので、単年度の結果を見て、漁獲量を検討するという事はないように配慮すると説明を受けております。水産庁に対し、単年度の実績に応じて配分を変えることはしないでほしいと何度もお伝えしております。

そのため、影響がないと確約はできませんが、水産庁の今の考え方から見ると、おそらく可能性は低いというところです。

倉委員 わかりました。

吉本委員 小型魚についても、最終の漁獲結果が100%ではないということですが、採捕枠の範囲内ということで、漁獲制限等は一切なかったということでしょうか。以前、定置網業者の方が網を下げて逃がしていたと聞いたことがあります。

倉委員 操業自粛等の措置はやっておりました。500g等の小さいサイズの個体については、自主的に放流しています。

廣岡補佐 倉委員からの御質問として、前期の大型魚の消化率に残分が生

じたことで、今期の配分についての影響はどうかということについて、先ほど説明させていただいたのは長期的な影響になります。

長期的な影響については、基本的には単年度の結果で決定しないしてほしいという方向で、府としても要望していきますが、短期的に見ると、令和7管理年度の当初配分から上乗せする前期間からの繰り越しの配分においては、影響が生じると考えられます。

漁獲枠の追加配分にあたっては、前期の漁獲実績がある程度反映されます。その際に考慮される点が2つありまして、1つは、他府県と漁獲枠の融通を行った場合です。これについて、譲渡した都道府県は、その実績に応じて次期の追加配分の際に若干のメリットを受けるという優遇措置があります。もう1点は、消化率が良かった都道府県は、追加配分の際にメリットを受けて若干の上乗せが認められるということです。

京都府につきましては、前期の大型魚の消化率が約5割でありましたので、後者のメリットは今期受けられない見通しです。そのため、今までは消化率メリットということで若干の大型魚の再配分の上乗せメリットを受けていましたが、令和7管理年度においては、それが受けられない可能性があるということを御了承いただきたいです。

それから、小型魚の再放流等についての操業自粛についてです。

今回諮問する資源管理方針には記載しておりませんが、漁業者と漁協の間で自主的な管理のルールを定めております。一番大きなものとしては、小型魚の漁獲抑制です。基本的に4月から11月末までは、定置漁業において小型魚の漁獲を自粛されております。

そのため、それまでの期間で定置網に入った30キロ未満の小型魚については、全量を放流していただいています。非常に多大な放流量になっており、現場での作業にも甚大な影響が出ております。それとともに、12月以降、小型魚の漁獲を進めるに当たってもかなり小型のものについては、基本的に漁獲をしないということで操業いただいております。大型定置網業者は、8キロに満たないものについては、放流するというルールを定められています。

また、漁獲枠に応じて、定置網ごとに上限を設けるといった工夫も取り入れられています。京都全体の漁獲枠を超過しないような取り組みを実施いただいています。そういったことをしていただいても消化率が9割以上ということで、非常にぎりぎりの枠内で納めていただいています。そのため、定置漁業の現場において、非

葭矢会長 ありがとうございます。それでは、只今の説明につきまして、さらに御意見、御質問等ございましたら、よろしく願います。

 この消化率メリットというのは、若干なりとも影響を及ぼすということです、年間で何トンくらいの配分が得られなくなるのでしょうか。

水産庁が説明されているように、くろまぐろは、毎年予想通り来遊してくるかわからない部分がありますので、今後資源データを積み上げていく必要がございます。その辺りも踏まえ配分を決定することを、基本的な考え方として持っておられるとのこと。その他いかがでしょうか。

御質問等ないので、報告事項（２）に移ります。
「第２３期京都海区漁業調整委員会の今年度の予定について」事務局から説明願います。

荻矢会長 ありがとうございました。それでは、只今の報告について、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

引き続き、今期にあたっては、全漁調連の副会長として、各省庁に要望活動をしてまいります。

本多次長 事務局から２点補足させていただきます。

まず１点目として、項目の４番に日本海九州西広域漁業調整委員会の欄があります。ここに括弧書きで川崎委員、１０月以降新委員対応と記載しております。この広域漁調委の委員の任期が今年

9月までとなっておりますので、それまでに新しい委員を選ばなければなりません。そのため、ここに記載のある11月や2月の予定については、新委員に対応いただくこととなります。

これにつきましては、表の委員会枠の左から2番目にあります7月下旬の委員会において、広域漁調委の次期委員を選出するための協議を予定しております。

次に、2点目としまして、委員会の諮問事項に知事許可関係の項目があります。表中では、例えば6月下旬が①、8月下旬が②のように、諮問の時期を記載しております。

資料の中段に説明がありますが、①の小型機船底びき網漁業の制限措置等について、6月下旬の委員会で諮問するというのは、この知事許可漁業の申請期間が7月から1ヶ月間に設定されるためです。これまでに委員会で諮問にかけて答申を得られなければ、7月以降の処理ができないということになります。

知事許可関係については、許可の申請期間というものが漁業許可種類ごとに決まっておりますので、申請期間が始まる前に諮問し答申いただくという流れとなっております。6月の委員会で諮問するということは、その許可は、翌月以降に申請期間が始まるというように捉えていただければ結構です。

葭矢会長 ありがとうございます。

知事許可の関係につきましては、京都府知事からの諮問が提出されます。当委員会の答申が出ないと、業者も許可を受けられず操業ができないということで、かなり厳格なスケジュールになります。皆様の御協力をよろしくお願いしたいと思います。

その他いかがでしょうか。

【発言者なし】

葭矢会長 それでは報告事項を終了いたします。

その他の京都府、事務局から補足説明等ございますか。

難波主任 京都府から調整規則に関係する今後の取り組みについて説明させていただきます。

京都府漁業調整規則においては、水産動植物の採捕等に関するルールについて、海面と内水面で適用する内容が異なります。そう

いった調整上、海面と内水面の境界を明確にしておくことが必要になります。

基本的には、各河川において、河口側から見た第一橋梁の上端を境界としておりますが、一部の河川においては、橋があるのが随分と上流方向で、画一的な境界を定めるのは良くないという観点もありました。そのため、今年度1年をかけて、河川毎にどういった境界を適用するのかを定めようということで、水産事務所を中心に動いております。

現在までに、漁業調整規則に基づく採捕許可を発出している2級河川については、現地確認を実施しております。

この結果を踏まえ、今後水産事務所と漁業協同組合及び関係漁業者に意見を聴取し、河川管理者の方にも意見を照会の上、最終案というのを作成します。その後、海区漁業調整委員会の意見を聞きまして、最終的に確定したいと考えております。

今後諮問することになるかと思いますので、事前にお知らせさせていただきました。

葭矢会長

ありがとうございました。

海面漁業に携わる委員の皆さんは、内水面との境界について意識することはあまりないとは思いますが、内水面にも漁業調整規則が適用されますので、海面と内水面の適用範囲となる境界について、見直していきましょうという説明でした。

今後、水産事務所を交えて議論していただいて、最終的には当委員会にも諮問していただくというスケジュールになります。

その他いかがでしょうか。

本多次長

事務局からです。

本日、次回委員会の日程調整表をお配りしておりますが、次回の委員会を6月に開催したいと考えております。御都合のよい時間を記入の上、電話、FAX又はメール等で御連絡をお願いします。

葭矢会長

ありがとうございました。

それでは、全体を通して御発言ございますか。

【発言者なし】

葭矢会長 それでは御発言がないようですので、これをもちまして委員会
を終了させていただきます。
本日はどうもありがとうございました。お疲れさまでした。

【閉会 午後 2 時 3 5 分】

以上、議事の正確なることを証する。

令和 7 年 5 月 2 2 日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員